

議案第 181 号

大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 12 月 22 日（月） 教育委員会教育総務課

1 改正を必要とする条例

大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例

2 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)等の改正に伴い、教職調整額の引上げ等の改正を行う。

3 内容

教職調整額の引上げ

小中学校講師に支給する教職調整額について、現行給料月額の4%を年に1%ずつ段階的に引き上げて10%とする。

改善項目	現行	R8.1.1～	R9.1.1～	R10.1.1～	R11.1.1～	R12.1.1～	R13.1.1～
教職調整額	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%